
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

第37号（2013年9月1日）

控訴審口頭弁 論始まる。外務 省と原告双方 が証人を申請。

目次

- 1 控訴審概要と次回裁判案内
- 2-4 吉澤共同代表意見陳述(要旨)
- 5-6 裁判報告集会での発言
- 7-10 6・15シンポ発言要旨
- 11-16 河合文庫を閲覧して
- 16 総会シンポ案内

いよいよ第3次訴訟控訴審が始まり、7月9日に第1回口頭弁論が行われました。昨年10月11日の東京地裁判決で開示を命じられた文書を国が控訴、一方、判決で不開示とされた文書を原告側が附帯控訴し、二つの控訴審が争われることになりました。

第1回口頭弁論では国側が現職の北東アジア課長を証人として申請し、原告側も共同代表の太田修同志社大学教授を証人申請しました。証人の採否は今回の法廷では保留とされましたが、採用されれば、日韓会談の真相解明に大きな一歩になることは間違いありません。裁判の翌日、7月10日にソウル高等法院は昨年5月24日の大法院判決を受けた新日鉄住金強制労働事件で原告全面勝訴の判決を言い渡しました。日韓関係が大きな転換点にあります。次回の裁判もぜひ傍聴支援をお願いします。

第3次訴訟控訴審第2回口頭弁論

12月10日（火）午前11時 東京高裁809号法廷

意見陳述要旨

2013年7月9日

吉澤文寿

1. 私は日韓会談文書・全面公開を求める会共同代表として、係争中の外交文書の不開示情報について、速やかに全面開示することを国に要求します。また、朝鮮現代史研究者として、作成から30年以上経過した公文書は原則として開示されるべきであり、係争中の外交文書も同様であると考えます。

2. 昨年10月11日の東京地裁判決を受けて、外務省は以前の裁判で勝訴判決を受けた不開示情報も含めて、今年になって開示しました。この開示決定の直接的契機は司法判断でした。但し、今回の開示決定により、外交文書の開示決定を最終的に判断するのは外務省であることを示したかたちとなりました。私は現在の裁判を戦う一方で、この外務省の判断に大いに期待しています。

3. ところで、現在の日本外交はとりわけ、中国、韓国、朝鮮民主主義人民共和国という隣国との関係において、袋小路に嵌ってしまった感があります。「国益」を伸張するのであれば、これらの諸国との関係を良好にすることが重要ですが、「国益」追求の結果がこの現状というのはどういうことでしょうか。

外務省は不開示情報の多くについて、いわゆる情報公開法第5条第3項を理由に「北朝鮮との交渉におけるわが国の立場を不利にするおそれがある」とか、「他国等との信頼関係が損なわれるおそれがある」としています。しかし、現在までに開示された情報によって、現在の日韓・日朝関係がいつそう悪くなるということは考えられません。

4. 日本が植民地支配と侵略戦争を遂行した結果、現在も人権が保障されていない人々があります。その代表的な人々は日本軍「慰安婦」らの戦争被害者であり、日本の在日朝鮮人（朝鮮半島由来の人々、なかでもとくに特別永住者）たちです。とりわけ前者について、外務省はアジア女性基金などの「実績」を上げて、具体的措置に否定的です。しかし、原爆被害者や水俣病患者、さらにはこれから起こるであろう原発被害者らと同様に、人権回復されるべき者が放置されているならば、それ等の人々を積極的に救済することが責任であり、人道というものです。

現在係争中の日韓会談関連外交文書には、戦争被害者や在日朝鮮人らの問題に関わる議論が多く含まれています。私たちは日韓会談において、これらの人々に関わる議論がどのようになされたのかを明らかにしてほしいと訴え続けています。それは、今日におけるこれらの人々の人権を保障するために、あるべき方策を見いだしたいからです。

5月22日の衆議院外務委員会で、岸田外務大臣は旧日本軍「慰安婦」への補償について、日韓請求権協定で解決された、紛争は存在しないと答弁しました。しかし、日韓会談関連文書の重要な情報を不開示にしたまま、「日韓協定で解決済み」とする姿勢は不当といわざるを得ません。私は解決したと思いませんが、外務省がそのような立場をどうしても示すのであれば、解決したことが分かるように情報をすべて開示して説明すべきです。

5. 日本の人権状況については、国際社会からの厳しい指摘もあります。5月17日には国連社会権規約委員会より日本の第3回定期報告に関する最終見解が示されました。その第26項に、「委員会は、「慰安婦」が被った搾取が経済的、社会的および文化的権利の享受および補償の権利にもたらす長きにわたる否定的な影響に懸念を表明する」とあり、日本政府がこれらの諸権利享受のためのあらゆる必要な措置をとるとともに、ヘイトスピーチ防止のために「慰安婦」被害について公衆を教育することを勧告しています。

また、5月31日には国連拷問防止委員会が日本の第2回定期報告について審査し、勧告を出しました。同委員会はその第19項で、「政府が性奴隷制度の犯罪を公に法的責任と

して認め、加害者たちを起訴して適切な罰則を与えること、そして政府と公人によって性奴隷制度の事実が否定されたことを通して被害者が再び傷つけられたことを認識すること、また関連した資料を公表して事実を徹底的に調査すること、さらに被害者の補償の権利を認め、十分に納得のいく補償、賠償と社会復帰ができるように効果的な方法を提供すること、最後に締約国の義務として日本が行った過ちが二度と行われないように、学校の教科書に載せて教育を行うよう」求めています。この「関連した資料」の公表には、この裁判で係争中の外交文書も含まれているといえます。

国連によるこれらの勧告に対して、内閣は「従う義務なし」としています。しかし、義務がないから従わないという姿勢は国連の活動を軽視するものであり、国際社会からの非難を免れないでしょう。日本政府は国連の勧告に沿って誠実な行動を取るべきです。

6. 最後に、日韓国交正常化から50年近く経とうとしている現在、この会談に関する文書のうち、未だに多くの情報が開示されないことの問題、それによって多くの人権問題が進展していない問題、さらに日本の信頼や国際的な評判という「国益」が損なわれているという問題について、改めて指摘します。私たちは植民地支配も戦争も放棄し、すべての人々との「共生」を目指したいと思います。この裁判で係争中の文書を開示することはこれらの目標に向かうささやかな行動の一つです。裁判関係者のみなさまにこの点を十分ご理解いただきたいと思います。(了)



東澤靖弁護士

今日は裁判所が事務的なことをやりました。それがこの半年間に国と裁判所と私たちが目に見えないところで書面を出し合ってきたことの積み重ねです。控訴審は大きく分けて二つの訴訟があります。一つは国側が負けた部分について控訴をしてきた部分です。これについては判決自体が3千ページくらい、国の控訴理由書が千ページくらい、それに対するこちらの反論も5月の末に出しました。

もう一つの訴訟と言うのは、こちら側が負けた部分があるわけです。私たちは全面公開を求めるという立場ですので負けた部分についてそのままにしておくわけにはいかないと、これについても6月に控訴を出しました。これを附帯控訴と言います。これについては負けた部分全部を出したわけではありません。開示されても今後の日韓日朝関係にあまり影響しないようなもの、例えば、天皇のところを韓国の要人が訪れるときにどのような警備を配置していたかとか、そういうことは別にわかって仕方がないので除きました。一審判決は日本政府内部で検討した内容は開示しないとしている。30年以上、今となっては40年50年たっているのに日本政府が内部で何を検討していたか分かってあまり影響しないではないか。その時日本政府が何にぶつかり何に悩み何を検討したかを知るの我々の権利でしょう。そういう部分を中心にかなりの文書を附帯控訴しました。

出したのはいいのですが、出すからにはその理由をいつまでに出すかをめぐりいろいろ攻防がありました。当初は夏休み明けまで待ってくれと頼んでいたのですが、裁判所から「我々が検討しなければいけないので夏休み前には全部終わらせろ」と求められ、7月末か8月末かの攻防があったのですが、7月末に出しますといったとたん、裁判所から8月の末まででいいですよと言ってくれた。それに対する国の反論が出れば一応それぞれの主張が出さうことになります。

今回は 12 月 10 日ということになったのですが、裁判所が考えているのはお互いから出ている証人についてどうするかです。国側からは国の役人が陳述書を出してきました。こちら側からは共同代表の太田さんを証人として申請しています。それについて裁判所が採用するかどうかという判断を次回の 12 月に行うことになると思います。裁判が終わった後の進行協議ではどうも裁判所はお互いの証人は調べざるを得ないなと考えているようです。控訴審では普通証人調べはいやがるのですが、この件では国の方が調べてくれと言っているのでおそらく裁判所はむげには断れない。証人尋問が別の期日で入ってくる。そうすると簡単な 3 月 4 月までは時間がたってしまう。

もう一つ付け加えると、裁判所が戦後の日韓関係について分かる資料がないかと国側に要求している。もう一つ面白いのは不開示理由 8 というのがあるのですが、天皇と外務部長官の会談を不開示にしているというのがあるが、国側は頑として開示しないとやっているが、一方の外務部長官が自伝で明らかにしているのに不開示理由にならないでしょと言っているが、裁判所は皇室がらみで慎重なのか、「海外の王室はどうなっているか調べてほしい」と言っています。

太田修共同代表

今日新幹線の中で国の出してきた北東アジア課長の陳述書を読んでいたのですが、請求権処理に関する法的問題についての重要な文書がある。それを開示せよと裁判所がいつているがそれは困る。その理由としてこういうことを言っています。「請求権処理の問題が未解決であったとの誤解を与えて、関連する訴訟を誘発する恐れがある。韓国内には請求権協定に不満を持つ勢力が存在するから、もし公開したらそういう勢力の不満を一層高め、その声に押されて韓国政府が日本政府に対して請求権協定の再交渉を迫るなど日韓間の財産請求権問題が再燃する可能性すら排除できない」と恐れている。運動する側も外務省側にこう言わせるまで押してきたのかな、核心部分に突っ込めているのかなと思います。

未だに明らかになっていない韓国の請求権の処理

吉澤文寿（本会共同代表）

2013年3月および4月の文書開示における開示部分の検討を通して、明らかにされた内容について、請求権問題を中心に確認したい。紙幅の関係上、例示として紹介される資料は番号のみ示すこととする。

第一に、請求権問題をめぐる金額が開示された。

とくに1962年3月の日韓外相会談に至るまでの

請求権交渉で、大蔵省や外務省が韓国側の請求権を試算した金額などが開示された(506)。

第二に、それらの金額が算出された試算の概要が開示された(376)。第三に、恩給や未払金などのいわゆる個人請求権に対する日本政府の支払意志を表す文言が開示された(971)。

第四に、韓国側の請求権に対する日本政府の考え方に関連する内容が開示された。とくに、日本側が日韓基本条約発効後に提起されうる「韓国人（自然人、法人）の日本政府又は日本人に対する個別的権利行使」について、日本側が「一概に不当とは言えない」と述べていることは注目に値する(1881)。

このほか、日本政府の関心が高い在朝日本人財産関連の内容も開示された。日本のこれらに対する請求権主張が当初から不当であると自ら認定した記述(1600)や、日本における補償問題(1234)などが注目される。さらに、経済協力による解決を目指す日本側の交渉方針も明らかにされた(718)。

これらの文書開示内容を検討すると、外務省は個人請求権に対する支払の可能性を示唆しつつ、それらが経済協力によって解決したことをアピールしているのかもしれない。そ



の一方で、引揚者に対してはこの問題の政治性を強調し、国内における補償問題を引き起こさないようにしていると思われる。

しかし、韓国側の請求権が最終的にどうなったのか。この点を示唆する内容の文書は未だに開示されていない。日朝交渉を理由に、請求権に対するさまざまな試算とともに、この重要な内容が開示されていない現状は不当であると言える。

「日韓協定で解決済み」とするのであれば、協定締結までのすべての公文書を開示すべきである。まとまりのある文章はその一部を不開示にするだけで、意味をなさない情報となる。外交文書をはじめとする公文書開示の在り方が改めて問われるべきである。

何が「国家」の利益か

太田修（日韓会談文書・全面公開を求める会）

2013年1月と4月に新しく公開された文書より、①植民地支配認識、②「請求権」、③在日朝鮮人法的地位、④竹島／独島について、それぞれ注目すべき2～3の資料をあげて検討した。



例えば、①植民地支配認識に関連するものでは、日本政府は「朝鮮における我が産業政策によつて朝鮮の民度が著しく引上げられた」（遣韓使節の

使命と行動基準（案）／昭和二六、一二、五（1951. 12. 5））という、植民地支配近代化論の立場にたっていた。また、朝鮮の解放と独立を「領土分離」としてとらえていたことが注目される。こうした「領土分離論」は、日韓間の「請求権」を「単なる領土分離の際の国の財産及び債務の継承関係」から生ずる「請求権」として認識し、植民地支配・戦争の責任と罪を問う道を遮断することにつながっていった。

結局、今回公開された文書の内容は、これまでの日韓会談研究の中で、すでに公開された文書を突き合わせることによって明らかにされていた事柄で、いわゆる「おそれ」に当たるとは言えない。「おそれに」に対する明確な開示・非開示の基準によって「行政機関の長」が厳正に判断していたというよりは、隠す権力を濫用していたと言わざるを得ない。

日本政府は情報公開法第5条3、4号により、今日の日韓関係、および将来朝鮮民主主義人民共和国との間に行なわれることが予想される日朝交渉において、国益をそこなう「おそれ」があるという理由から、これまで多くの日韓会談文書を非開示としてきた。ここで何が「国家」の利益なのかをあらためて問う必要がある。真実を隠し、被害者に補償を行わないことが「国家」の利益なのだろうか。

少なくとも1995年以降の日本政府は植民地支配・戦争を「反省」し「お詫び」する立場に立ってきたのだから、むしろ日韓会談文書を全面公開した上で、日韓会談の歴史を教訓として、予想される困難な外交交渉に立ち向かい、「過去の克服」を実践していくことが、真の「国家」の利益となるのではないか。

10・11判決はターニングポイント

張界満弁護士

確かに韓国で全面公開されたので、日本でも全面公開せよというのが訴訟自体の目的ではあるのですが、この訴訟をそもそもどうやって始めたかというのは、戦後補償の問題が解決されていない中でどのように過去話し合いがされたのか、それを見たうえでその反省の上で今後の日韓関係をどう築いていくかという一つの手段として、日本が持っている外交文書を検討しなければいけないというところからはじまったものです。それから言うと竹島問題も大切ですし文化財の問題も大切ですけれど、一番大切なのは請求権の問題です。私は在日ですので在日韓国人の法的地位問題も気になりますが請求権の問題が大切です、そ



の請求権の問題で言うと強制連行の問題や慰安婦の問題を話し合ったというのはなかなか見受けられない。

国に勝ったとか負けたとかというのはどうでもいい。今までは被害者が日本政府等に損害賠償を求めたけども負けているから何か新しい証拠

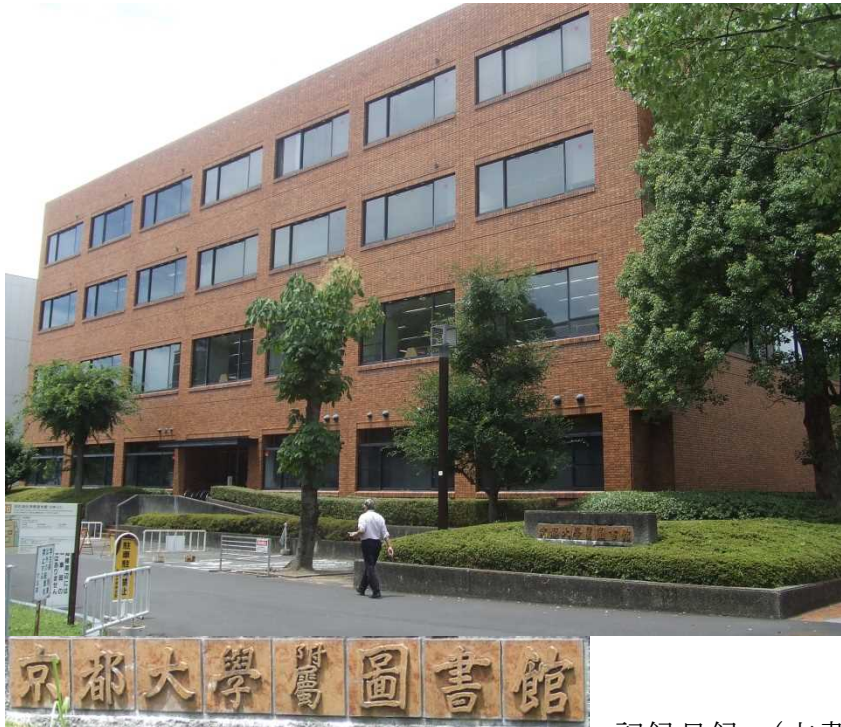
を出してきて裁判で権利を実現するというようなことでしたが、今このような訴訟をやるかというとは僕はあまり意味がないと思う。10・11判決とその後の国の対応を見ているとこの訴訟の意義は99点をあげてもいいと思っています。後の1点は日本としてどう対応できるか、これが非常に大切だと思います。開示文書の分析の下に新たな証拠として新たな訴訟を生むのではなくて、これから日本の国としてどう対応していくか、それを決めるための一反省点として、外務省が自主的に開示してきたということ、これが後から考えると一つのターニングポイントになったのではないかと思います。2015年が日韓請求権協定から50年目になりますので、50年の節目に解決ができれば、2年後に10・11の東京地裁判決がターニングポイントだったと言えるのではないかと期待を持っている。10・11判決は戦後補償問題を最終的に解決するためのターニングポイントになる意義があると思う。

今後の課題としてはそのターニングポイントを越えたところで一安心するのではなくて最終的な解決に向けて日韓の市民が力を合わせて政治を動かしていく。安倍政権で難しい状況はありますが、橋下の慰安婦問題発言に対する反応を見ていると日本にはまだまだ良心が残っている。そこを集結してこの戦後補償の問題を解決していかないといけないのかなと思っています。

京都大学河合文庫を閲覧して

事務局次長 李洋秀

控訴審で争われる象徴、京都大学「河合文庫中官府記録目録」



日韓会談文書の全面開示を求めて当会が起こした3次訴訟において、東京地裁は昨年10月11日当会勝訴の歴史的判決が言渡されたのを受け、国側は本年2月1日全面控訴ではなく一部控訴に踏み切りました。その象徴が通し番号 1-13「河合文庫中官府

記録目録」(文書 385)と題された文書で、全部

不開示とされています。(原判決 281 頁以下、控訴理由書 82 頁以下、被控訴人準備書面 28 頁以下)

しかし不思議なことに上の判決後、外務省は数度にわたり文書を公開し始めていて、この3月29日に開示された「情報公開第655号」には「韓国国宝古書箱目録第(第二次分)」(文書 380)が含まれています。その92～153頁は「河合文庫(京都大学図書館保管)韓国本」の目録なのです。勿論、この中のどれが「官府記録」に該当するかについては、まだ研究の余地がありそうですが、この目録には各冊子の「題目、著者の名前、筆写か木版かの版本の種類、冊数」等が記載されていて、どういうものが所蔵されているのかが大体わかります。上の「完全不開示」とは好対照なのですが、逆に言えば一貫性がないとしか思えません。大体、大学が学術的に保管していて一般に閲覧可能なものを隠蔽する権限が、

外務省にあるのかどうか、そもそも疑問です。

これまでの学術論文等、研究成果と公開状況

1、今西竜博士編「河合弘民博士蒐集書籍目録」-「東洋時報」241号(大正7年10月号)より採録、1972年『朝鮮学報』第54号～64号。国会図書館で少し調べましたが各分冊に別れていて、情報が極度に貧弱でほとんど利用価値がありませんでした。後述の千教授の論文でも「略式に作成された仮冊子目録」に過ぎないと紹介されています。

2、富山大学人文学部の藤本幸夫名誉教授が京都大学附属図書館報『静脩』2002年8月号、通巻39巻2号に「朝鮮の印刷文化」という論文を発表しており、その8頁に「河合文庫」に関する説明があります。また氏がかつて別棟にあった「河合文庫」に通った時代の様子も描写されています。9頁には「河合文庫」の冊子の実物の写真が6枚紹介されていて、これはインターネットで世界中の誰もが容易に入手、閲覧、印刷できるものなので、完全に公開されているといえます。

<http://www3.kulib.kyoto-u.ac.jp/bull/jpn/pdf/392.pdf>

3、1993年12月韓国翰林大學校附設泰東古典研究所発行『泰東古典研究』第10集の933～956頁に千恵鳳(チョン・ヘボン)成均館大学校名誉教授が「河合文庫 韓国典籍」という論文を、14枚の写真も添えて発表しています。これを私が日本語に訳したので、「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」のホームページから入手できます。

<http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html>

論文の「結び」で千教授が述べている言葉が印象的です。

「これらの大事な資料と名門大家の貴重な手沢本が万里異域に売られ、別に利用もされないまま埃が積って黴臭く、ひどく虫に食われ、本の冊子何枚かめくると手が真っ黒になり、埃と虫喰った粉塵が飛び口に入ってくるので、しょっちゅう手を洗い、水で喉の奥までうがいせざるを得なかった。それも一般人は一日前までに日本人学者の保証を得て、申請して初めて閲覧が可能だった。

われわれが責任取ろうにも、われわれが自由に見ることもできず、このように難しく

て面倒な状態のまま、ほとんど死蔵されているのだから、残念で堪らない！これらの貴重な資料が国内の図書館や文庫に所蔵されていたら、どれ程便利に使い易く利用できることか。思えば思う程、代を継いで大事にしまって来た家宝を、安価で売り払った後裔たちの素行が恨めしくてならない。今では仕方なく、必要な本だけを影印複製することだけでも、一日も早くなされなければならない。(’92.2.25)」

4、デジタル図書館 2011 年秋号(通巻第 63 号) 81～97 頁、安東大学校図書館チーム長尹東元著「河合文庫韓国古典籍考察」これも韓国語の原本を入手し日本語に訳してありますが、著作権の関係上どこでどのように発表するかは未定です。またこの原稿の末尾に<参考文献>として、(2009 年)ノ・ギョンヒ著「京都大学の河合文庫」文献と解釈. 49.が紹介されています。まだ未入手ですが、韓国でも最近活発に「河合文庫」に対する研究が活発なことが窺えます。この論文に関しては京都大学を訪問した際、水野教授が連れて来た韓国からの留学生、金大鎬さんも言及していました。

7 月 19 日 5 人で京都大学を訪問、閲覧へ

裁判では完全に不開示になっているのに、京都大学の教員の紹介状さえあれば、貴重図書閲覧願を出し、「一人一日 5 点以内」という制限の中でも、一般に閲覧できることが判りました。

求める会からは私と吉澤、太田の共同代表、「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」から李素玲高麗博物館理事、森本和男千葉県教育振興財団上席研究員の二人の計五人が現地で集合し、待望の「河合文庫」実物の閲覧が実現しました。

しかし当日は、一日一人 5 点まで五人なら 25 点という制限もあり、どれが係争中の「官府記録」にあたるのか不明でした。また前もって図書館にしかない目録を見なければ現物の指定が不可能というジレンマもありましたが、千教授の「河合文庫 韓国典籍」の資料や写真等を参考に、事前に太田代表が京大を訪ねて担当者に適宜、選出しておいて貰いました。ここまでの手続に尽力いただいた京大の水野教授や太田代表に御礼申し上げたいと

思います。

結局、現場に行って判明したことは、「河合文庫」の半分くらいはマイクロフィルム化されており、マイクロフィルム化されたものの現物閲覧は不可能でした。でも逆にそれらの複写は容易ということでした。

今回はまだマイクロフィルム化されていない現物が別室に用意されていて、それらを直接手に取って見ることができました。ただこれらの資料の複写や印刷はできませんでした。国立公文書館では自分のデジカメで自由に撮って、持ち込んだパソコンにどんどん入力できるのですが、そういう段階とは程遠いようです。

当日閲覧した内容に関する詳細な説明は別途に廻します。なぜなら裁判で問題になったのは「官府記録」の目録であり、その内容ではないからです。閲覧した文書には市中で入手できる刊本・書籍と、裁判記録などを集成した判例集や租税・歳入などの統計、故事記録類などがありました。刊本・書籍などは古本屋でも購入できたでしょうが、筆写された判例集や租税などの集計は、行政文書として役所や文書館のような施設に置かれていた可能性が考えられます。このような行政文書が「官府記録」に相当するのかもしれませんが。

河合文庫のどの文書が「官府記録」に収載されているのか、開示されていないので不明です。河合文庫のすべての文書は閲覧もしくは複写可能で、そのなかに行政文書もふくまれています。大学図書館では、「官府記録」を特別扱いにして非公開にしているわけではありません。どうして外務省はわざわざ「官府記録」として分けたのでしょうか、その理由はわかりません。そして今回は、「完全不開示」と「閲覧複写が自由に可能」という「天地の差」を明らかにするのが、私たちの訪問目的でした。

ただ「官府記録」としては税、米銭・生麻・その他産物の歳入、刑獄及び判決資料等は江界、渭原のものが多かった印象があります。「東学軍」の弾圧資料等は近現代史研究に欠かせない貴重なもののようです。地図類は折り畳んだものを広げるだけで、原本が崩れ落ち破損するので、見開きのものを主に閲覧しました。

ところで京都以外に在住する者にとっては、ここにしかない目録を入手する方法がありません。それで目録の全頁を一冊、まるごとコピーすることにしました。驚いたのは京大が公式に使っている「河合文庫」の目録とは自分たちが作ったものではなく、千教授が 1992 年に調査し 1993 年 8 月に韓国書誌学会が発行した『海外典籍文化財調査目録・河合文庫所蔵韓国本』を、そのまま使っていたのです。千教授の研究成果がそれだけ立派だったともいえますが、自らの力で目録すら作ろうとしない京大に、「河合文庫」を管理する資格があるのか疑問です。この目録は PDF ファイルにしましたが、25MB もあり添付はできません。公開されているものなので、ネット等で紹介できないかと思っています。

外務省が「河合文庫」を隠したい本音

日本側文書 598 「日韓会談と文化財返還問題-その経緯と日本側の野心-」 34 頁には、次のような記述があります。「京警秘発第 402 号 1909 年 3 月 11 日京畿警察部長警視飯田章発、警務局長松川(井?)茂宛、江華島伝燈寺所蔵の古本をみだりに搬出した件は、昨年 12 月 29 日、江華郡守から觀察使に報告された要領によれば、一日本人は、日本憲兵 2 人、補助員 5 名の保護の下に同寺に至り、史庫調査の必要ありと称して、史庫を開けることを強要し、ついに、斧で、史庫の扉を打ち破り、2、3 時間閲覧後、庫内にある書冊 21 巻を持ち去ったので、郡守はこの不法行為と、それがだれであるかを同郡憲兵分遣所について糾明したところ、同人は、東洋協会ならびに専門学校幹事河井弘(民?)というもので、憲兵隊赤石(明石?)少将の紹介により、保護を加えたものであるという。(中略)事件が憲兵隊にかかわるもので、本件の調査に関し、あるいは憲兵と衝突する虞れもあり警察としては、故意に調査を断念したので、ここに内報するものである。」

朝鮮が日本の植民地になる前年、憲兵の横暴を日本の警察が告発した内部文書ですが、人名の誤字も目立つことから、調査が本当に杜撰でいい加減だったことが手に取るようです。

外交文書 30 年公開の原則(最長でもという意)からかけ離れた 104 年前の事件を隠蔽する

のに汲々しているとしたら・・・

本当にこのことが契機なのでしょうか?

もしそうでないとしたら無駄な墨塗りや控訴は取り下げ、外務省は直ちに「河合文庫」
「官府記録」の目録を全世界に公開すべきです。何のためにこんな無駄な労力を消耗させているのか? 本当に理解に苦しみます。この文をお読みになった方はいかがお考えですか?是非、会の活動にご意見等お寄せ下さい。ご拝読ありがとうございました。

日韓会談文書・全面公開を求める会 2013 年度総会

2013年12月23日(月・休) 午前10時半～12時(10時開場)

公開シンポジウム

2013年12月23日(月・休) 午後1時半～4時半(1時開場)

会場は現在手配中です。詳細は次号のニュースでお知らせします。

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表：太田 修 田中 宏 吉澤 文寿

(事務局)

160-0004

東京都新宿区四谷3-3 エスパスコンセール4F

J & K 法律事務所気付

TEL : 090-9204-7607

FAX : 03-5241-9906

E-mail : nikkanbunsyo2012@yahoo.co.jp

HP <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/>

【お知らせ】

この度、事務局連絡
先住所を左記の通り
変更いたしました。

今後につきまして
は郵便物は新住所宛
てにお送りください。
電話・FAX・メール
アドレスには変更あ
りません。